

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
一〇三十四 (略) 三十五 イボシデニブ及びその製剤 三十六〇百四十五 (略) 百四十六 チスレリズマブ及びその製剤 百四十七 チソツマブ ベドチン及びその製剤 百四十八〇百四十三 (略) 二百四十四 ラゼルチニブ、その塩類及びそれらの製剤 二百四十五〇百七十四 (略)	一〇三十四 (略) (新設) 三十五〇百四十四 (略) (新設) (新設) 百四十五〇百四十 (略) (新設) 二百四十一〇百七十 (略)